

環水大自発 110914002 号

平成 23 年 9 月 14 日

都道府県及び市（特別区）

自動車騒音常時監視主管部局の長 殿

環境省水・大気環境局自動車環境対策課長

自動車騒音常時監視マニュアルについて

（技術的助言）

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、平成 24 年度より都道府県及び市（特別区）が行う法定受託事務とされたところである。

また、これに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき、都道府県及び市（特別区）が当該事務を処理するにあたりよるべき基準を「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号）により改正し通知したところである。

今般、都道府県及び市（特別区）が当該事務を、処理基準に沿って円滑かつ適切に実施するため、参考となる考え方や具体的な手法について示した「自動車騒音常時監視マニュアル」を別添の通り作成したので、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言として通知する。

都道府県及び市（特別区）におかれては、当該マニュアルを参考とし、平成 24 年度以降の常時監視が経年的に系統立てて行われるよう万全を期されたい。

以 上